

中小企業基本法

■ 中小企業基本法の目的

中小企業基本法の目的は、中小企業政策について、基本理念・基本方針等を定めるとともに国及び地方公共団体の責務等を規定することにより中小企業に関する施策を総合的に推進し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることです。

■ 中小企業の位置づけと役割

基本法では、中小企業を「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているもの」と位置づけています。

また、国は、中小企業が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行なうことを通じて、①新たな産業の創出、②就業の機会の増大、③市場における競争の促進、④地域における経済の活性化、の役割を担うことを期待しています。

■ 基本法の政策理念

政策理念としては、「多様で活力ある中小企業の成長発展」を提示しており、この実現のために、独立した中小企業者の自主的な努力を前提としつつ、①経営の革新及び創業の促進、②経営基盤の強化、③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化、の3つを政策の柱としています。

このほかにも、中小企業と比べて経営基盤が特に脆弱である小規模企業に対しては、経営の実態に配慮する旨規定しています。また、地方分権推進の議論を踏まえ、地方公共団体は、国との対等な役割分担のもと地域の経済的社会的条件を踏まえた施策実施を行う旨の規定をおいています。

■ 中小企業振興施策の基本方針

同法では、「多様で活力ある中小企業の成長発展」を図るために基本的施策として以下の施策を実施することとしています。

(1) 経営の革新及び創業の促進

中小企業政策において、特に重点的に支援していく施策対象及び事業活動の支援を規定しています。経営の革新の促進、創業の促進、創造的な事業活動の促進は、中小企業が行う事業活動の中でも特に新たな価値を生み出す可能性が高いと考えられる一方で、新たな事業活動への取組みは、通常の事業活動と比べて、より強く事業活動における不利に直面することが多いと考えられるため、このような事業活動を中小企業政策の取り組むべき課題と位置づけ、積極的に支援することとしています。

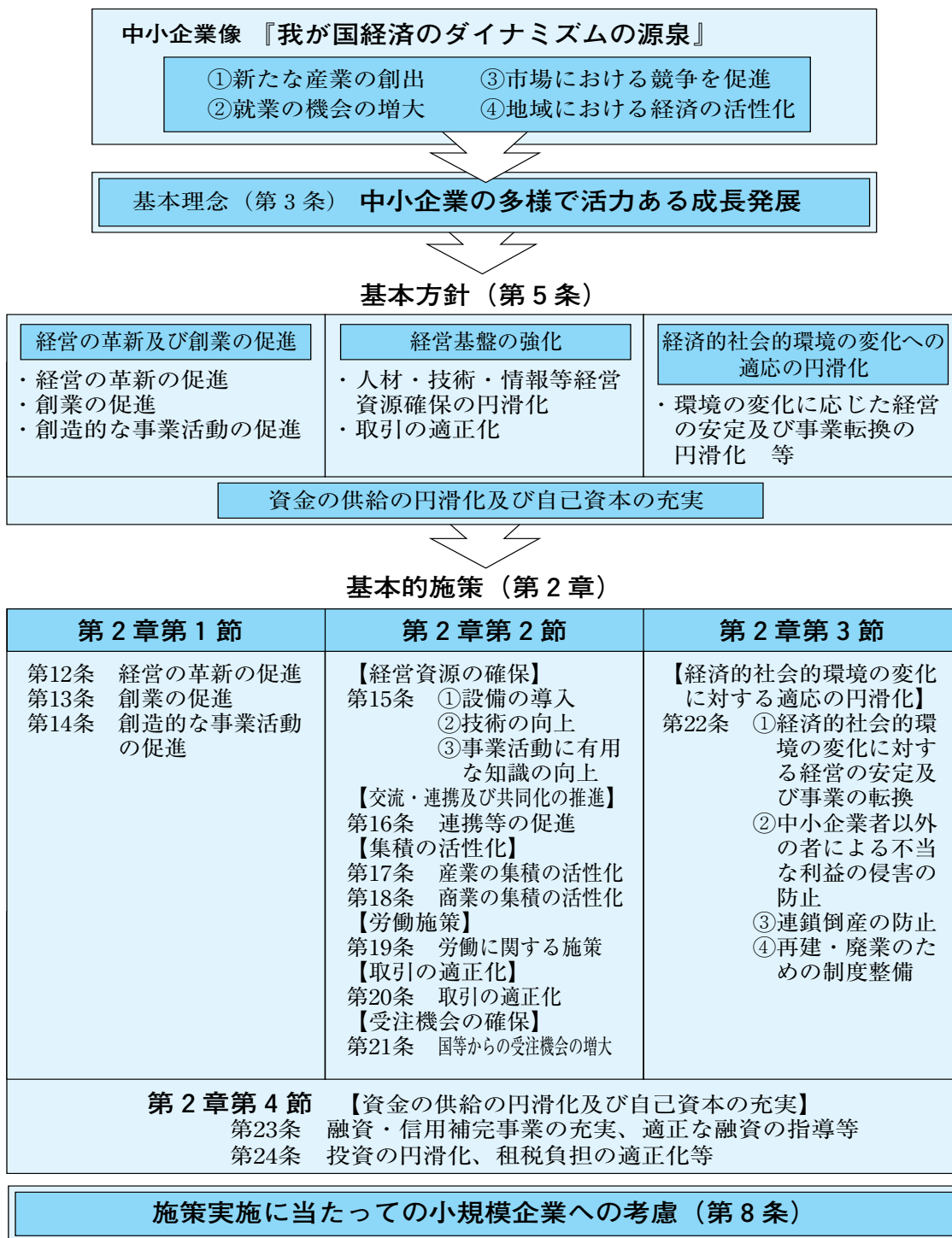
(2) 中小企業の経営基盤の強化

中小企業は、その規模故に自らの有する経営資源が乏しい上、経営資源を確保する際にも困難が伴うため、①中小企業の経営資源の補完を図るための施策を講ずるとともに、②中小企業が市場で活動する際に、その規模のために不当に不利な扱いを受けることのないよう公正な市場の確保に努めること、を通じて中小企業の経営基盤の強化を図ることとしています。

(3) 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

貿易構造の変化、大規模な天災、人災等の中小企業の責に帰すことのできない不測の事態等の社会的経済的環境の激変によって、中小企業は大きな影響を受け事業活動に著しい支障が生じる恐れがあります。このような事態の発生により、多数の倒産が発生する等の事態は国民経済的に望ましくないため、セイフティネットとしての緊急避難的な措置を設け非常時における措置を講ずることを明記しています。

■ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の体系図



中小企業の範囲

製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
3億円以下 300人以下	1億円以下 100人以下	5千万円以下 50人以下	5千万円以下 100人以下

※中小企業金融公庫法等においては、政令により旅館業は資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としている。